

旧	新
<p>(総則) 第1条～第33条 (略)</p> <p>(前金払) 第34条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から15日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。</p> <p>(保証契約の変更) 第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(総則) 第1条～第33条 (略)</p> <p>(前金払) 第34条 (略)</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から15日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。</p> <p>(保証契約の変更) 第35条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>

3 (略)

第36条～第43条 (略)

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 (略)

(1)～(9) (略)

(10) (略)

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者_____を, 受注者が法人である場合にはその役員_又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

ロ 役員等が業務に関し, 暴力団員等であることを知りながらその者を使用し, 又は雇用していると認められるとき。

ハ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 役員等が_自己, 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって, 暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ホ (略)

(新設)

ヘ 役員等が_暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ト～リ (略)

第45条～第56条

とみなす。

4 (略)

第36条～第43条 (略)

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 (略)

(1)～(9) (略)

(10) (略)

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を, 受注者が法人である場合にはその役員, その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

ロ 役員等が_業務に関し, 暴力団員等であることを知りながらその者を使用し, 又は雇用していると認められるとき。

(削除)

ハ 役員等が, 自己, 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって, 暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ニ (略)

ホ 役員等が, 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ヘ 役員等が_暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ト～リ (略)

第45条～第56条

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第57条 第34条第6項, 第50条第1項及び第2項, 第52条第5項, 第53条第2項並びに前条の規定による遅延利息及び損害金等の額を計算する場合における年当たりの割合は, 閏年の日を含む期間についても, 365日当たりの割合とする。

第58条 (略)

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第57条 第34条第7項, 第50条第1項及び第2項, 第52条第5項, 第53条第2項並びに前条の規定による遅延利息及び損害金等の額を計算する場合における年当たりの割合は, 閏年の日を含む期間についても, 365日当たりの割合とする。

第58条 (略)